

施設長各位

NPO法人 静岡県作業所連合会・わ
理事長 太田 秀夫

静岡県作業所連合会・わ 職員実務研修会のご案内

時下、ますます御清栄のこととお慶び申し上げます。日ごろより、本会の運営につきまして格別な御協力をいただき厚くお礼申し上げます。

さて、先日開催しました職員実務研修会ですが、募集後すぐに定員が埋まってしまうほど反響が大きかったため、同内容の研修会を再度開催することと致しました。

つきましては、参加を希望される事業所は別紙申込書に記入の上、メール又はFAXにてお申し込みください。

記

- 1. 目的** 改めて報酬制度の仕組みを正しく理解し、事業運営におけるコンプライアンス強化を図る。また、「介護職員処遇改善」について理解を深め、職員の待遇改善に寄与する。
- 2. 対象** 障害福祉サービス事業所の
 - 管理者
 - サービス管理責任者
 - 事務担当者
- 3. 参加費** 2,000円/人
- 4. 日時** 9月12日（月）13：30～16：30 シズウェル103会議室
- 5. 定員** 50名程度
- 6. 内容** 別紙、「開催要綱」を参照してください
- 7. 申込** 別紙、「参加申込書」にご記入の上、9月2日（金）までにお申し込みください
※ 事務処理上の疑問点や質問等はなるべく詳細に記述してください

NPO法人 静岡県作業所連合会・わ
事務局 担当：遠藤
TEL：054-275-0070
FAX：054-275-0072

『障害者総合支援法の報酬構造の理解』開催要綱

【研修主旨】

障害者総合支援法の報酬制度は、提供したサービスの実績の対価として報酬を受けるという方式であり、日払い方式や減算加算という成果主義が基本となっています。この考え方の是非はありますが、事業を運営するためには制度による報酬の仕組みをきちんと理解しておくことが基本です。制度理解が不十分であることにより、本来得ることができる報酬を請求していない事業所や、悪意はなくても不正請求だと指摘されたり、また請求の誤りにより入金が遅れて運営に支障が出るなどのトラブルが多く、多くの事業所で発生しています。

今回の実務研修では、加算減算や人員配置基準等により、複雑化している障害者総合支援法の報酬制度の構造の仕組みを正しく理解し、事業所の適正な実務、運営を図ることを目的とします。

特に、福祉の人材不足、福祉職の処遇の向上が叫ばれており、職員の賃金向上のために、本研修では「介護職員処遇改善」について理解を図りたいと思います。

【研修日程】

時 間	内 容	講 師 等
13:00	受付	
13:25	挨拶	
13:30	講義 「障害者総合支援法の報酬構造の理解」 ① 障害福祉サービス報酬の構造の理解 ② 加算、減算についての理解 ③ 介護職員処遇改善（加算）の仕組みと事業所の体制づくり、諸手続きについて	連合会・わ 副理事長 高木 誠一 氏
15:00	休憩	
15:15	Q&A 申込時に参加者より提出された事務処理上の疑問点や質問等について、講師が回答します	連合会・わ 理事長 太田 秀夫 氏
16:30	閉会	

【持ち物】

- 本年度提出した体制届出書 ※必須
- その他給付費算定及び加算に係る申請書等

FAX : 054-275-0072

職員実務研修会『障害者総合支援法の報酬構造の理解』

参加申込書

◎申込締切 9月2日（金）厳守

事業所名		
事業種別		
参加者名	役職	
	氏名	
	役職	
	氏名	
役職		
氏名		
電話		
事務処理上の 疑問点や質問等		

<申込先>

特定非営利活動法人 静岡県作業所連合会・わ 担当：遠藤

〒420-0856 静岡市葵区駿府町1-27 勝山ビル

電話：054-275-0070 FAX：054-275-0072

メール：siz-syojyu6234@ssrwa.org